平成２３年（フ）第２７７号
京都市伏見区深草西浦町３丁目32番地の２
債務者　小川香代子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地20―101
債務者　森田　典嗣
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１30棟410号
債務者　黒田　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
京都府京丹後市峰山町荒山150番地の３
債務者　安達　明美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第４６号
香川県さぬき市志度2487番地１
債務者　藤岡美智代（旧姓俵）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2932番地
債務者　灰塚千代美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１６号
佐賀県武雄市橘町大字大日7165番地
債務者　鐘尾　暢章
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８号
大分県別府市大字内竈1379番地、申立時の住所佐賀県杵島郡白石町大字廿治1504番地12
債務者　東島　邦子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２５号
佐賀県伊万里市山代町楠久817番地15
債務者　黒川美津子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３３号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡8930番地１　レトア古賀Ⅱ202号
債務者　江頭　貴也
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４０号
長崎県諫早市多良見町化屋41番地４
債務者　磯　　和英
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
長崎県諫早市八天町４番10号
債務者　後田　俊春
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
長崎県大村市木場１丁目881番地４
債務者　吉野ゆりか
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
長崎県諫早市小長井町打越366番地49、前住所東京都荒川区西日暮里２丁目７番15―601号
債務者　隈本亜希子（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
長崎県大村市原口町577番地30、前住所長崎市浜町３番５―902号
債務者　川口　秀子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
宮崎県都城市天神町17街区１号
債務者　杉村三千代
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１２号
茨城県牛久市神谷６丁目43番地８　グリーンヒル城中101号、前住所茨城県土浦市藤沢3485番地９
債務者　南　　陽
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係